

軽減措置対象学校設置証明書

学校名	
所在地	
学校の種類	<p>※以下のいずれかの数字に○を付けること。</p> <p>1 学校教育法施行規則第 79 条の 9 第 1 項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校</p> <p>2 学校教育法施行規則第 79 条の 9 第 1 項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校</p> <p>3 学校教育法第 71 条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校</p> <p>4 学校教育法第 71 条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校</p>
学校の設置期間	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

証 明 者

この軽減措置対象学校設置証明書は、東京都教育委員会が教育職員免許状授与のための教育職員検定のうち、免許法別表第8に基づく申請において免許取得必要単位数の軽減措置を適用する場合に使用するものです。教育職員検定のうち、実務の検定に関する規定は次のとおりです。

教育職員免許状に関する規則（平成元年東京都教育委員会規則第37号）抜粋
（軽減措置）

第九条の二 免許法別表第八の規定により、一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四号の適用を受けるものが、次に掲げる学校（都立学校を除く。）の前条第一項第六号の実務に関する証明書を提出するときは、前条第一項に規定する書類のほかに、軽減措置対象学校設置証明書（別記第三十五号様式）を提出しなければならない。

<本書作成上の注意>

- 1 本書は、勤務校（勤務先）ごとに、**免許法第七条第二項に規定する所轄庁又は私立学校を設置する学校法人の理事長（学校法人以外の者の設置する学校にあってはその設置者）（以下「所轄庁等」という。）**が作成します。
 - (1) 「学校名」及び「所在地」を記入してください。
 - (2) 学校の種類中に記載されている学校の設置根拠に該当するものがあった場合に、その数字を○で囲んでください。
 - (3) (2)の学校を開設した期間の始期及び終期を記入してください。当該学校が証明年月日時点で継続している場合は、終期の記載を証明年月日と同一にしてください。
- 2 東京都教育委員会以外の所轄庁等においては、本書の作成を終えた後、所轄庁等において、これを証明してください。証明者は、次のとおりです。

学校区分		証明責任者	
公立学校	都内	都立	作成の必要なし
		区市町村立	所轄庁＝各区市町村教育委員会（教育長ではありません）
	都外	道府県立	所轄庁＝各道府県教育委員会（教育長ではありません）
		市区町村立	所轄庁＝各市区町村教育委員会（教育長ではありません）
私立学校	学校法人	理事長	
	学校法人以外の法人	理事長（設置者を含む）	
国立学校	大学附置	大学の学長	

- 3 所轄庁等の証明者の印は、公印を使用してください。
- 4 証明年月日の記入については、元号又は西暦のいずれかを記入してください。
- 5 記載事項を訂正する場合、証明者公印を必ず使用してください。私印・修正液等により修正を行った証明書は無効となります。

記入例

軽減措置対象学校設置証明書

学校名	都庁学園中学高等学校
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
学校の種類	※以下のいずれかの数字に○を付けること。
1	学校教育法施行規則第 79 条の 9 第 1 項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校
2	学校教育法施行規則第 79 条の 9 第 2 項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校
3	学校教育法第 71 条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校
4	学校教育法第 71 条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校
学校の設置期間	平成 20 年 4 月 1 日から平成 29 年 2 月 1 日まで

当該学校の設置根拠を条例、規則等で確認の上、該当する数字を○で囲んでください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 29 年 2 月 1 日

証明年月日と同日付とする。

証 明 者

学校法人 都庁学園
理事長 東京 太郎

職印
理事長